

八王子市家庭用防災物品購入費等補助事業 Q&A

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1 | 補助金の対象となる期間を教えてください。 | 令和8年(2026年)7月1日から令和8年(2026年)12月25日までに購入及び設置したものになります。 ただし、予算上限となった場合、受付を終了します。 |
| 2 | インターネットでの購入は対象になりますか。 | 販売店舗の所在地が八王子市内であり、かつ領収書等の必要書類が提出できる場合に限り対象となります。 |
| 3 | 防災物品を複数購入・設置をしたのですが、対象となるのは1品だけですか。 | 複数の申請でも対象となります。それぞれ異なる市内販売店等で購入・設置した場合も申請可能です。ただし、補助額はすべての防災物品の合計額の2分の1(上限1万円)です。 |
| 4 | 申請する防災物品の金額に下限はありますか。 | 申請金額の下限は、補助金交付の設計上2,000円以上の物品を申請に限り ます。 |
| 5 | 対象とならない防災物品はありますか。 | 対象となるのは、 ①携帯トイレ購入費(既存の便器に袋を設置し、吸収シートや凝固剤等で排泄物を固めて処理する緊急用のトイレを指す。) ②家具の転倒防止器具購入費(地震発生時に家具類の転倒、落下等を防止する器具を指す。) ③感震ブレーカーの購入費、設置工事費(分電盤のブレーカーを落とすことで電気を遮断するもの(一括遮断型)や、接続された機器の電気のみを遮断するもの(特定機器遮断型)を指す。) 以上の三点となります。 購入・設置予定の防災物品が補助の対象となるか確認が必要な場合は、補助金専用ダイヤル(042-620-7484)へお問い合わせください。 |
| 6 | テント型のトイレや簡易便器などは対象外となりますか。 | 対象外となります。 携帯トイレに限定しているのは、在宅避難者(屋外に避難するのではなく、自宅等の屋内に留まって避難行動をする方)向けに、既存の便器に使用することが可能であり、簡易便器等と比較して、安価に入手することが可能であるため、より多くの数量を購入(備蓄)することが出来るためです。 能登半島地震を含め、過去の多くの災害において、「トイレの確保」ができないことが重大な問題となっています。 災害時には「用を足すことが出来る状況」の確保が大変重要になります。 災害時、在宅避難に向けて、多くを備えていただきたい思いから、改めて「携帯トイレ」に限定してあります。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 7 | 家具転倒防止器具の取り付けに係る工事費用は補助の対象になりますか。 | 補助の対象とはなりません。 取り付けに係る工事費用が対象となるのは感震ブレーカーのみとなります。 |
| 8 | 感震ブレーカーの機能が付いた分電盤は対象になりますか。 | 対象となります。「八王子市家庭用防災物品購入費等補助金交付要綱」における、取り付けを伴う「一括遮断型」(分電盤タイプ)となります。 |
| 9 | 設置する場所に制限はありますか。 | 集合住宅の共用部分などに設置する場合は補助の対象外となります。共用部分以外の箇所(お住まいの部屋など)に設置する場合は問題ございません。(賃貸住宅の場合、トラブルの未然防止のため、所有者からの同意が必要です。) |
| 10 | 世帯主でなくても申請できますか。 | 入力をするのはどなたでも構いませんが、「世帯主」の方の情報で入力してください。また、添付いただく本人確認書類や領収書等も「世帯主」の方のものや、名義で発行してください。 なお、ご事情があって、世帯主の方の情報で申請ができない方は、事前に補助金専用ダイヤル(042-620-7484)へお問い合わせください。 |
| 11 | 申請期間中であれば、複数回申請できますか。 | 補助申請は、1世帯1回限りです。防災物品を複数購入設置予定の方は、同時に申請する必要があります。 |
| 12 | 市民部事務所窓口でも申請を受付けていますか。 | 市民部事務所では受け付けていません。 窓口での受付は市役所本庁舎防災課のみとなります。 |
| 13 | 補助件数はどのくらいですか。 | 15,000件程度を想定しています。本補助金は予算額に達した時点で受付を終了するため、予算が残り少なくなりましたら、ホームページでお知らせします。 |
| 14 | 予算が無くなった場合はどうなりますか。 | 予算額に達した場合は、申請期間中でも受付を終了します。 |
| 15 | 二世帯住宅ですが、各世帯ごとに申請できますか。 | 住民票上、世帯が別になっている場合には、申請可能です。 |
| 16 | マンションや賃貸住宅でも申請できますか。 | 申請可能ですが、管理組合や所有者等の許可が必要かどうかなど事前にご確認の上、必要な手続きをなされてから申請してください。 なお、防災物品を共用部分に設置する目的の場合は対象外となります。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 17 | クレジットカードやQRコード決済での支払いは対象になりますか。 | クレジットカード、電子マネー、QRコード決済においても対象ですが、領収書が必要になるため、ご確認の上、ご利用ください。 |
| 18 | 購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。 | 販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引など)、割引後の金銭支払額を購入費用として計算します。ポイントを利用した支払いは割引と同様の取扱いになり、ポイント分を差し引いて購入費用を計算します。なお、「桑都ペイ」は「ポイント」と表示されますが、現金と同様の取り扱いとし、補助対象経費となります。 |
| 19 | 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。 | 付与されるポイントは、購入費用から減額しません。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。 |
| 20 | 申請方法はありますか。 | 専用の申請フォームを用いた電子申請を基本とします。なお、電子申請に不慣れな方は、補助金担当職員による指示を受けながら、電子申請も行えます。電子申請に必要な環境がない方は、補助金専用ダイヤル(042-620-7484)に相談の上、紙面での申請を受け付けます。 |
| 21 | 補助金振込先の口座は本人(世帯主)名義以外の口座でも可能でしょうか。 | 補助金の振込先口座は申請者本人(世帯主)名義のものに限ります。 |
| 22 | 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。 | 原則、国内の金融機関であれば対応可能です。ネット銀行の場合は、口座情報がわかる物(口座情報の写ったスクリーンショットの写真など)の添付が可能であれば、振込先として指定できます。 |
| 23 | 申請してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。 | 申請が大変込み合うことが予測されますので、振込までは時間がかかることが予想されます。おおむね、受付から指定された口座への振込まで3か月程度の期間を見込んでいますが、交付までの期間は受付状況によって異なります。 |
| 24 | 申請後に入力の間違ひがあることが分かりました。どのように訂正するか教えてください。 | まずは、補助金専用ダイヤル(042-620-7484)にご相談ください。決して、正しい内容であっても、再入力しないでください。二重申請となってしまいます。ご相談があった後に、メール等で修正箇所を示していただくなど、個別に対応をさせていただきます。 |
| 25 | 申請日時点で市内に住所登録がありますが、今後他市に移転を考えている場合は対象となりますか。 | 補助事業が開始する令和8年(2026年)7月1日時点で、八王子市に住民登録がある世帯主の方であれば、今後移転等を計画されている方であっても対象となります。令和8年(2026年)7月1日時点で既に八王子市外に移転されてしまっている方は、対象とはなりません。 |